羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年12月号 vol.26



先日、第3回の福岡マラソンが開催されました。

今年は、抽選にもれ、ゴールの糸島から逆走ランにて応援に参加してきました。すれ違うランナーたちとハイタッチしながら、頑張れ!頑張れ!と大きな声でエールを送っていると、こちらがどんどん元気になっていくから不思議なものです。

でも、終盤、もがき苦しんでいるランナーを見ると、私も同じように苦しみたかったなあ(笑)という思いが湧いてきました。来年は、当選できますように。



"走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

国税犯則調査というものをご存知でしょうか。マルサが有名ですが、国税局調査部が所得税 や法人税の脱税等に対して行う査察調査のことをいいます。 昨今の電子化に対応して、この調査手続きが改正される見込みです。

"外部サーバなどにある電子メールなども強制差押えが可能になります"

国税犯則調査は、国税犯則取締法という法律に基づいて行われる調査で、通常の税務調査が任意調査であるのに対し、強制調査であることに特徴があります。

平成29年度の税制改正で、この手続きが改正される見込みです。

(改正内容)

- ○脱税の証拠となる電子メールや電子ファイルがパソコン内でなく、外部のプロバイダのサーバやクラウドに保管されている場合、 従来は、パソコンの差押えは可能でしたが、サーバ上の電子メールなどは差押えの対象外となっていました。この差押えが可能と なります。
- ○日没から日の出までの間は強制調査の手続きを実施できないこととなっていますが、夜間においても強制調査を開始することが可能となる方向です。

基本的には、皆さんには縁のない調査だとは思いますが、最近は通常の税務調査でも電子メールなどが調査対象になることがあります。税務署に誤解を受けるようなものを、電子メールでやり取りするということは極力避けた方がよいでしょう。

「今月の本の紹介」

「ワーク・シフト」

(リンダ・グラットン 著・ プレジデント社)

最近、働き方について話題になることが多い気がします。 AIの出現、グローバル化などで、私たちの仕事環境も、この 先10年で相当に様変わりしていくことは確実です。

本書は、激変する環境の中で、それでもなお人間らしく、充実した生活を送るために、どういった方向に、私たちの仕事をシフトしていったらよいか、働き方の未来図を提言していませ

自分の仕事、人生設計について、ちょっと考えてみるよい きっかをいただきました。

「旬のレシピ」

<ムール貝のワイン蒸し>

- ・ムール貝 400g →ヒケを取る
- ・ニンニク 1片→みじん切り、バター小1、唐辛子 1本(A)
- ①(A)をオリーフ・オイル大1で弱火で炒める。
- ②香りが出たら、ムール貝、白ワイン1カップを入れ、塩・コショウをし、蓋をして5~10分蒸す。
- ③パセリのみじん切りを散らす。

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所